

「大学等における職務発明等の取扱いについて」(概要)

科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会 (平成28年3月31日)

■ 職務発明制度の改正と対応の必要性

職務発明制度の改正により、以下の事項について選択し得る制度となった。

- ①特許を受ける権利の原始的帰属先、②職務発明をした従業者等に与える相当の利益(金銭以外の経済上の利益)

従前の運用を変更しないことも可能であるが、以下事項等を、各大学等で検討、決定する必要

(1) 大学等における職務発明の範囲

- ▶ 大学等から、あるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して大学において行った研究又は大学等の施設を利用して行った研究の結果生じた発明を職務発明の最大限としてとらえ、その範囲内で各大学等が自らのポリシーに基づいて取得・承継する権利を決定すべきである。

(2) 大学等における特許を受ける権利の帰属

- ▶ 原始的な帰属先等を検討するに際して、重要なことは特許権等を適切に保護し活用することである。また、研究者の研究開発活動に対するインセンティブを確保すること、権利帰属の安定性を担保すること、そして特許権等を活用しイノベーションに結び付けていくことが重要であり、それらに加えて制度運用手続の合理化という観点も勘案し、各機関で望ましい運用を決定すべきである。
- ▶ 各運用に関するメリット、留意点を把握した上で、適切な運用を選択することが重要である。
留意点として、例えば、特許を受ける権利が共有に係る場合の帰属の不安定性、二重譲渡による権利帰属の不安定性、日本版バイドール対象案件の取扱い、機関の権利取得の明確化プロセス、原始的機関帰属において出願しない案件の取扱い、職務発明の特定・該当判断、発明者の納得感等がある。

(3) 大学等における相当の利益

- ▶ 特許法上の要件を満たすことを前提に、各機関での創意工夫を発揮して種々の相当の利益を設定することが可能である。各大学等においても、相当の利益の内容を決定することが必要である。
①相当の利益は、経済的価値を有すると評価できること、②相当の利益の付与は、従業者等が職務発明をしたことを理由としていることが要件としてある。
- ▶ 各大学等は、相当の利益の付与に関する手続(協議、開示、意見聴取等)を、特許法に基づく指針(ガイドライン)に沿って行い、相当の利益を与えることに係る不合理性が否定されるような運用に努めることで、訴訟等のリスクを低減することが重要である。

(4) 学生発明等の取扱い等

- ▶ 学生発明等の取扱いは、事前に取決めをしておくことが望ましい。
- ▶ 所定の研究プロジェクトにおいて学生等がした発明を大学等機関側に承継することに関する同意を、大学等が学生等に対してあらかじめ求めることは、以下のことを満たしていれば、必ずしもアカデミックハラスメントに該当するわけではないと考えられる。
学生等が研究テーマを自由に選択して、教育の一環として研究が適切に行える環境であること、その研究に係る特定の目的達成のために合理的な範囲での適切な譲渡契約内容となっていること、学生等に対して発明の取扱いについて十分に説明がされていることが必要である。